



平成 28 年 11 月 11 日

各市町教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長  
(豊かな心育成課)

「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」  
について (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

については、市町で策定している「地方いじめ防止基本方針」及び所管する学校において策定されている「学校いじめ防止基本方針」を見直す際の参考にするなど、本資料を活用してください。

なお、いじめについては、未然防止の取組とともに早期発見・早期対応の取組が重要であり、積極的な認知に向けた校内研修の充実を図るとともに、いじめを認知した場合は、事案の軽重に関わらず数値として計上し、組織的な早期対応を行うよう、所管する学校を指導してください。

担当 生徒指導係  
電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)  
( 担当者 小島 )